

I 山村振興法の概要

I 山村振興法の概要

1 山村振興法の仕組み

山村振興法は本則 23 条で構成され、山村振興の目標、振興山村の指定、山村振興基本方針及び山村振興計画の作成、山村振興計画に基づく事業の助成等、山村振興のための特別な措置、国土審議会の調査審議等の規定により構成されている。

大別すると 4 つの部分から成り立っており、その仕組みは次のとおりである。

(1) 総則（第 1 条、第 2 条）

第 1 の部分は、法律全体を通じた総則的な規定であり、法の目的、山村の定義及び基本理念について定めている。

ア 目的（第 1 条）

国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等、国民生活全般にわたって重要な役割を果たしている山村の産業基盤や生活環境の整備等の状況にかんがみ、山村の振興に関し、基本理念を定め、振興の目標を明らかにするとともに、その達成のための所要の措置等を定めることにより、山村の自立的発展を促進し、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上並びに地域間の交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止を図り、併せて地域格差の是正と国民経済の発展に寄与することを目的としている。

イ 定義（第 2 条）

本法で対象としている山村の定義については、「林野面積の占める比率が高く、交通条件及び経済的、文化的諸条件に恵まれず、産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地その他の地域で政令で定める要件に該当するものをいう。」としており、政令で林野率 75%、人口密度 1.16 人/町歩等の要件を定めている。

なお、山村の区域は、原則として昭和 25 年 2 月 1 日における市町村（いわゆる「旧市町村」）の区域を単位とすることとされている。

ウ 基本理念（第 2 条の 2）

今回新たに追加された基本理念については、山村の振興は、「山村の有する国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の多面にわたる機能が十分に発揮され、国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。」及び「山村における産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等を通じた魅力ある地域社会の形成及び地域間交流の促進等による山村への移住の促進を含めた山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。」としている。

(2) 山村振興の目標と国等の施策（第 3 条～第 5 条）

第 2 の部分は、広く山村地域の全体を対象として、振興の目標を明らかにするとともに、この目標を達成するために国及び地方公共団体が講ずべき施策を明示している。

ア 山村振興の目標（第3条）

山村の振興は、基本理念にのっとり掲げられた目標に従って推進することとしている。

具体的には、①交通、通信施設の整備による交通通信連絡の確保、情報化及び地域間交流の促進、②農道、林道等の整備、農用地造成、電力施設整備等による未利用資源の開発、③農業及び林業経営の近代化、観光開発、地域特性を生かした農林水産物の加工業や販売業の導入、地域資源活用による特産物生産の育成、再生可能エネルギーの利用推進、木材利用の促進、山村振興に寄与する人材の育成・確保等による産業の振興と安定的な雇用の増大、④砂防設備、保安林、地すべり防止施設その他の国土保全施設整備等による災害の防除、⑤教育、厚生及び文化施設の整備、介護サービスの確保、高齢者福祉その他の福祉の増進、教育環境の整備等による住民の福祉の向上等を掲げている。

イ 国の施策（第4条）

基本理念にのっとり、法第3条の目標を達成するため、国は、山村の振興のために必要な事業について補助事業等の条件の緩和、補助率等の引き上げ、地方公共団体の財源の確保等財政金融上の措置が講じられるよう配慮するとともに、国有林野の積極的活用等適切な施策の確立及び拡充に努めなければならないとしている。

ウ 地方公共団体の施策（第5条）

地方公共団体においても、基本理念にのっとり、法3条の目標を達成するため、その地域の特性に応じて、山村の振興のために必要な事業が円滑に実施されるように努めなければならないとしている。

（3）山村振興基本方針及び山村振興計画の作成と計画に基づく事業の助成等（第6条～第10条）

第3の部分は、都道府県の山村振興基本方針及び個別の振興山村についての山村振興計画の策定、これに基づく事業の実施に関する国の助成措置等について定めている。

ア 振興山村の指定（第7条）

主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）が都道府県知事の申請に基づき、関係行政機関の長に協議し、かつ、国土審議会の意見を聴いて、山村振興に関する計画を作成しこれに基づいてその振興を図ることが必要かつ適当である山村を振興山村として指定することができるとしている。

イ 山村振興基本方針（第7条の2）

都道府県は、当該都道府県における振興山村の振興に関する基本方針（山村振興基本方針）を作成することができるとし、その記載事項を定めるとともに、都道府県は、山村振興基本方針を定めたときは主務大臣に提出し、主務大臣はその内容を関係行政機関の長に通知しなければならないとする等、その手続きについて定めている。

ウ 山村振興計画（第8条、第8条の2、第8条の3等）

振興山村市町村は、山村振興基本方針に基づき、当該振興山村に係る山村振興に関する計画（山村振興計画）を作成することができるとし、その計画事項を定めるとともに、振興山村市町村は、山村振興計画を定めたときは主務大臣に提出し、主務大臣はその内容を関係行政機関の長

に通知しなければならないとする等、その手続き等について定めている。

エ 産業振興施策促進事項（第 8 条～第 8 条の 9）

振興山村市町村は、当該振興山村の区域の特性に応じた農林水産業の振興、商工業の振興、観光の振興その他の産業の振興のための施策の促進に関する事項（産業振興施策促進事項）を山村振興計画の中に記載することができることとし、当該事項に関する記載事項、主務大臣との協議・同意等の手続き、特例措置等について定めている。

オ 山村振興計画に基づく事業の助成等（第 10 条第 1 項）

国は、山村振興計画に基づく事業が円滑に実施されるように関係地方公共団体の財政事情等に配慮して、助成その他必要な措置を講じなければならないとしている。

カ 市町村への交付金に関する規定（第 10 条第 2 項）

国は、山村振興計画に基づく事業のうち、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとしている。

（４）山村振興のための特別な措置（第 11 条～第 21 条）

第 4 の部分は、山村振興のための特別な措置について定めた規定であり、第 11 条から第 17 条において基幹道路の整備、株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けについて定めるとともに、第 18 条から第 21 条の 4 において各種配慮規定等が定められている。

ア 基幹道路の整備（第 11 条）

振興山村における「①基幹的な市町村道」並びに「②市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道」で政令で定める関係行政機関の長（①は国土交通大臣、②は農林水産大臣）がその整備を図ることが特に緊要であると認めて指定するものの新設及び改築については、他の法令の規定にかかわらず、山村振興基本方針及び山村振興計画に基づいて、都道府県が行うことができるとしている。

イ 株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付け（第 17 条）

株式会社日本政策金融公庫は、振興山村において農林漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人に対して、その者又はその法人が作成した農林漁業の経営改善又は振興のための計画で、都道府県知事の認定を受けたものを実施するために必要な資金の貸付けを行うこととしている。

なお、これらの計画の記載事項、認定基準については、農林水産省令で定められている。

ウ 各種配慮規定等

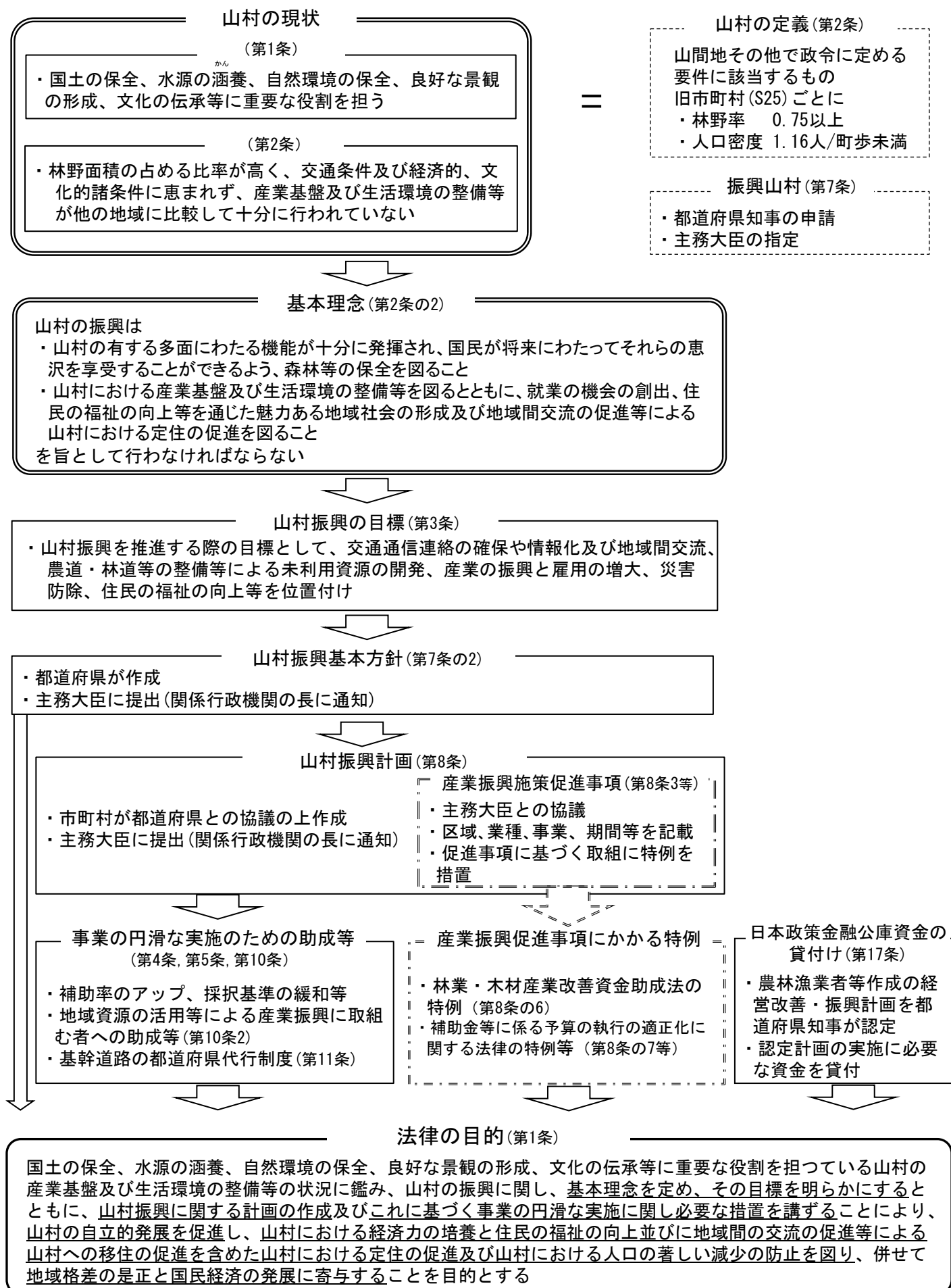
- (ア) 地方債についての配慮（第 10 条の 2）
- (イ) 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（第 18 条）
- (ウ) 再生可能エネルギーの利用の推進（第 18 の 2 条）
- (エ) 医療の確保（第 19 条）
- (オ) 介護給付等対象サービス等の確保等（第 19 の 2 条）
- (カ) 高齢者の居住用施設の整備等（第 20 条）

- (キ) 地域文化の振興等（第 21 条）
- (ク) 都市と山村の交流等（第 21 条の 2）
- (ケ) 鳥獣被害の防止（第 21 条の 3）
- (コ) 教育環境の整備（第 21 条の 4）

以上のように、本法に基づく山村振興対策は、国が振興山村の指定を行い、都道府県が山村振興基本方針を作成し、山村振興計画の同意を行い、市町村が山村振興計画を作成し、計画に基づく事業を実施し、国がこれを援助することとなっており、国、都道府県、市町村の三者が一体となって取り組む仕組みになっている。

山村振興法の体系の概要

※主務大臣：国土交通大臣、総務大臣
及び農林水産大臣



2 山村振興法の制定と主な改正経緯

(1) 全国山村振興連盟の発足（昭和 38 年）

山村地域は、経済効率や投資効果から判断すれば開発に不利な地域であり、また、それまでの開発関係法はいずれも山村の総合的な振興を目指したものではなかった。

このような情勢の中で、全国奥地山村振興協会の会員に国会議員を加えるなどし、「全国山村振興連盟」（会長：福田赳夫氏（衆議院議員）、国会議員 200 余名、関係町村長 800 余名で構成）が発足（昭和 38 年 6 月）した。その設立総会で山村振興についての法律制定が決議された。

一方、自民党政務調査会に「山村振興特別委員会」（委員長：福田赳夫氏（衆議院議員）が設置（昭和 38 年 12 月）され、同党内においても立法化の運動が進展した。

(2) 山村振興法の制定（昭和 40 年）

昭和 39 年 6 月、第 46 国会において、「山村振興法案」が自民党により単独提案された。しかしながら、同国会は I L O 案件で紛糾したこと等により、同法案は審議日程に登らず、同国会は閉会した。

昭和 40 年、第 48 国会では、自民党、社会党、民社党の 3 党間で調整がつき、衆議院農林水産委員長（浜地文平氏）により「山村振興法案」が提出された。

同年 3 月 31 日には衆議院の農林水産委員会及び本会議、4 月 27 日には参議院農林水産委員会、翌 28 日には参議院本会議でそれぞれ可決され、山村振興法は成立した。同法は、昭和 40 年 5 月 11 日、法律第 64 号として公布、即日施行された。

なお、法制定の審議に当たり、参議院農林水産委員会で、次の附帯決議がなされている。

○ 参議院農林水産委員会山村振興法案に対する附帯決議（昭和 40 年 4 月 27 日）

政府は、本法施行にあたり、左記事項を検討し、これが措置に遺憾なきを期すべきである。

1. 第 4 条の国の施策としての国有林野の積極的活用は、林業基本法第 4 条の主旨に則り、放漫なる解放にならないよう厳格に措置すること。
2. 政府は、振興山村の指定の全体計画を策定し、一定期間内に計画的に振興目標が達成できるよう機構の整備を図るとともに行政指導に遺憾なきを期するよう努力すること。
3. 政府は、山村振興計画の実施が経済効果を十分発揮できるよう予算措置をすること。

右、決議する。

山村振興法の所管は経済企画庁となり、同庁総合開発局に山村振興課が設置された。

その後、昭和 49 年 6 月の国土庁設置に伴い、本法は特定地域振興の諸法律とともに、国土庁所管となった。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革関係法の施行により、国土交通省、総務省及び農林水産省の共管となり、現在に至っている。

(3) 山村振興法の主な改正の経緯（昭和 50 年～）

表－1 に示すとおり。

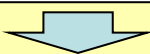
表－１ 山村振興法の主な改正の経緯

年月	制定・改正の主な内容
S40 年 5 月	○ 山村振興法の公布・施行
S50 年 3 月	○ 法の有効期限の 10 年間延長 ○ 市町村が管理する基幹的農道、林道等について都道府県による代行制度を追加 ○ 「医療の確保」「地域文化の保存」等各種配慮規定を追加
S53 年 5 月	○ 「山村振興対策審議会」の廃止と、「国土審議会山村振興対策特別委員会」の設置
S53 年 7 月	○ 農林省の農林水産省への改称に伴う改正
S60 年 3 月	○ 法の有効期限の 10 年間延長 ○ 自然的、経済的、社会的条件に特に恵まれず、産業基盤及び生活基盤の整備程度が著しく低く、振興の緊要度が高い振興山村について、山村振興計画に基づく重要な事業の実施が促進されるよう配慮する旨の規定を追加
H2 年 3 月	○ 農林漁業金融公庫資金（「振興山村・過疎地域経営改善資金」）の貸付対象者等を追加（「農林漁業者の組織する法人」等を追加）
H3 年 3 月	○ 山村振興の目標に「山村の担っている国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等の重要な役割を發揮させるため森林等の保全を図ること」を追加 ○ 振興山村市町村の第 3 セクターが作成した森林、農用地の保全に関する事業等の計画を都道府県知事が認定する制度（認定法人制度）を追加 ○ 上記計画に基づく事業実施に必要な機械・建物等を取得した場合の税制上の特例措置を追加
H7 年 3 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 認定法人による保全事業等の対象範囲の拡大（「森林施業に関する研修に関する事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」）を追加 ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」「高齢者の福祉の増進」等各種配慮規定を追加
H11 年 7 月 12 月	○ 都道府県知事が山村振興計画を作成するに際し必要な内閣総理大臣の承認が、同意を要する協議に改正（地方分権一括法による改正） ○ 中央省庁等の再編に伴い、「内閣総理大臣」を「主務大臣（国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣）」に改正（中央省庁等改革関係法施行法による改正）（施行は平成 13 年 1 月 6 日）
H17 年 3 月 6 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 計画体系の変更（山村振興計画の作成主体を市町村とし、都道府県はこれらの規範となる基本方針を作成） ○ 認定法人の要件の緩和（「農林産物の製造・加工・販売の事業」及び「都市等との地域間交流に関する事業」を単独で実施する場合を追加） ○ 「情報の流通の円滑化及び通信体系の充実」及び「医療の確保」について、それぞれの内容を拡充するとともに、「都市と山村との交流等」及び「鳥獣被害の防止」の配慮規定を追加 ○ 独立行政法人住宅金融支援機構法附則第 35 条の改正に伴い、山村振興法第 16 条の廃止
H20 年 10 月	○ 政策金融改革の一環として、政策金融機関が統合されたことに伴い、「農林漁業金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改正
H23 年 8 月	○ 地方分権改革推進委員会による第 3 次勧告に基づき、所要の改正（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による改正）
H27 年 3 月	○ 法の有効期限を 10 年間延長 ○ 基本理念の新設 ○ 「山村の自立的発展」等の目的規定等の充実 ○ 山村振興計画に産業振興施策促進事項を記載できることとし、特例措置を追加 ○ 国は農林水産物等販売業の導入、地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業振興の取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成その他の必要な措置を講ずるものとする旨の規定を追加 ○ 「再生可能エネルギーの利用の推進」、「介護給付等対象サービス等の確保」及び「教育環境の整備」についての配慮規定を追加
R3 年 3 月	○ 租税特例措置の廃止

山村振興法の一部を改正する法律の概要（平成27年）

1 背景

- ・ 山村は、所得の低迷や雇用機会の減少等から人口減少や高齢化の進行が顕著。
- ・ 地域が支える山村の有する多面にわたる機能の発揮に支障を来すおそれ。



- ① 地域内発的な産業振興を推進し、山村の所得と雇用の確保を図る
 - ② 介護サービスの確保等を促進し、住民の福祉の向上を図る
- ことにより、山村における定住等を促進することが必要。

2 基本理念

- ・ 山村の振興は、山村の有する多面にわたる機能が十分に発揮され、国民がそれらの恵沢を享受することができるよう、森林等の保全を図ることを旨として、行われなければならない。
- ・ 山村の振興は、産業基盤及び生活環境の整備等を図るとともに、地域の特性を生かした産業の育成による就業の機会の創出、住民の福祉の向上等による山村における定住の促進を図ることを旨として、行われなければならない。（第2条の2）

3 期限の延長

- ・ 法期限を10年間延長（令和7年3月31日まで）。

4 目的規定の充実

- ・ 目的に「山村の自立的発展の促進」、「山村における定住の促進及び山村における人口の著しい減少の防止」等の文言を追加。 （第1条）

5 地域内発的な産業振興及び住民の福祉の向上に関する施策の促進

- ① 山村振興基本方針、山村振興計画等の規定事項に、「地域資源の活用による特産物の生産の育成」といった地域内発型の産業振興の推進等に係る規定及び「介護サービスの確保」といった住民の福祉の向上に係る規定を追加。 （第3条、第7条の2、第8条）
- ② 山村振興計画に産業振興施策の促進に関する事項を記載できることとし、当該事項を記載して地域内発型の産業振興を図ろうとする市町村を支援するため、租税特別措置（割増償却）等を措置。※ただしこの租税特例に関する第13条は、令和3年3月末で廃止 （第8条～第8条の9、第13条）
- ③ 市町村等への交付金に関する規定を新設し、「地域資源の活用による特産物の生産の育成等による産業の振興に係る取組を推進する事業の実施に要する費用に対する助成等の措置を講ずるものとする」旨を規定。 （第10条第2項）

6 その他

- ① 定義規定の「産業の開発の程度が低く、かつ、住民の生活文化水準が劣っている山間地」という文言を「産業基盤及び生活環境の整備等が他の地域に比較して十分に行われていない山間地」に変更。 （第2条）
- ② 国及び地方公共団体の配慮規定として、「介護給付等対象サービス等の確保」、「教育環境の整備」、「再生可能エネルギーの利用の推進」を追加。 （第19条の2ほか）